

つちはし事務所通信

7

July
2015



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2015年7月1日

連載ピックアップ

マイナンバー制度のスタートに備えて

間もなく「マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）」が実施されます。
マイナンバー制度の基本を紹介した前回に続き、今回は企業における注意点などを確認しておきましょう。

マイナンバー制度／企業が個人番号を取り扱う上での注意点など

<マイナンバー制度の大まかなスケジュール>

平成 27 年 10 月→国民への個人番号の通知の開始（法人企業には、法人番号の通知の開始）

平成 28 年 1 月→国民への個人番号カードの交付の開始

→順次、個人番号の利用の開始

- ・ 社会保険関係（雇用保険関係の提出書類には、平成 28 年 1 月提出分から、健康保険・厚生年金保険関係の提出書類には、平成 29 年 1 月提出分から、個人番号を記載）
- ・ 所得税関係（平成 28 年の所得に対応する書類から、個人番号を記載）



平成 29 年 1 月以降→国の機関の間での情報連携などを順次開始

<企業が個人番号を取り扱う上での注意点>

各企業は、社会保険と税の手続きのため、従業員やその扶養家族の個人番号(マイナンバー)を収集することになります。個人番号を取り扱う上での注意点を大まかに分類すると、次のとおりです。

①取得	<ul style="list-style-type: none">・民間事業者による個人番号の取得は、法律で定められた税と社会保険の手續に使用することを目的とする場合のみ可能。それ以外の目的(顧客管理など)で取得することはできない。・取得時の本人確認にもルールがある(他人のなりすまし等を防止)。
②利用・提供	<ul style="list-style-type: none">・取得と同様に、法律で定められた税と社会保険の手續に使用する場合を除き、個人番号を利用・提供することはできない。
③保管・廃棄	<ul style="list-style-type: none">・個人番号を含む個人情報、必要がある場合だけ保管が認められる。・必要がなくなったら、個人番号を廃棄又は削除する必要がある。
④安全管理措置	<ul style="list-style-type: none">・民間事業者は、個人番号を含む個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、法令等のルールに従って、安全管理措置を講じなければならない。②情報の漏えいなどについて、法令上の罰則もあります。

<必要な準備>




- 社内研修・教育の実施
- 個人番号を適正に取り扱うための社内規程づくり(基本方針、取扱規程の策定)
- マイナンバー制度に対応したシステム開発や改修(人事、給与、会計システム等が対応できるかを確認)
- 個人番号を含む個人情報の安全管理措置の検討(担当者・部署などの明確化、漏えい防止、アクセス制限などについて検討) など

職場意識改善助成金の内容が拡充されています

労災保険の附帯事業である社会復帰促進等事業の一環として、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に取り組む中小企業事業主を支援するため、「職場意識改善助成金」の支給が行われています。その助成内容が、平成27年度から拡充されています。

職場意識改善助成金（平成27年の概要）

職場意識改善助成金には、次の3つのコースが用意されています。

職場環境改善	<p>所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進などに取り組む中小企業事業主を対象とするコースです。支給額は最大100万円（平成27年度から上限が100万円に引き上げられました）。</p> <p>* 雇用する労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下であって月間平均所定外労働時間数が10時間以上であることが要件となります。</p> <p>[支給額] 対象経費の合計額（謝金、会議費、機械装置の購入費など）× 助成率*</p> <p>※助成率は、成果目標の達成状況に応じて、3/4～1/2です。</p> <p>③成果目標の達成状況に応じて、100万円～67万円の上限があります。</p>	
テレワーク	<p>終日、在宅またはサテライトオフィスで就業するテレワークに取り組む中小企業事業主を対象とするコースです（サテライトオフィスでのテレワークは、平成27年度から対象に加わりました）。支給額は最大150万円。</p> <p>[支給額] 対象経費の合計額（謝金、会議費、機械装置の購入費など）× 助成率*</p> <p>※助成率は、成果目標の達成状況に応じて、3/4or1/2です。</p> <p>③成果目標の達成状況に応じて、1人6万円×対象労働者数（1企業150万円が限度）or1人4万円×対象労働者数（1企業100万円が限度）の上限があります。</p>	
所定労働時間短縮	<p>平成27年度から新設されたコースです。法定労働時間が週44時間とされている特例措置対象事業場を有する中小企業事業主であって、所定労働時間の短縮に取り組む中小企業を対象とするコースです。助成額は最大50万円。</p> <p>[支給額] 対象経費の合計額（謝金、会議費、機械装置の購入費など）× 3/4</p>	

上記の各支給額における「対象経費」は、次のような「対象となる取組」の実施に要した経費です。

- ・労働者に対する研修、周知・啓発
- ・就業規則などの作成・変更
- ・テレワーク用通信機器の導入・更新
- ・外部専門家（社会保険労務士など）によるコンサルティング
- ・労働能率の増進に資する設備・機器などの導入

詳しくはつちはし事務所までお気軽にお問い合わせください。

あとなぎ◆つちはし事務所より

☆ 「徳島の介護を真剣に考えよう！」を合言葉に1月より準備を進めてきた『介護ナビとくしま』。徳島の様々な介護事業所の情報を年3回発行するフリーペーパーと、サービス内容は勿論空き状況から求人情報まで様々な情報を満載したHPで発信する複合情報サービスです。そのフリーペーパーの創刊号がいよいよ7月末に発行されることになりました。

☆ 全国20か所以上で展開している『介護ナビ』の徳島の窓口にも、つちはし事務所が手を挙げて半年、ありがたいことに徳島新聞社さんとのコラボも実現し、徳島新聞社さんと二人三脚でこの新しいサービスのご案内を進めてきました。ただ、時間が足りずに十分なご案内ができていないお客様もいらっしゃいます。創刊号は新聞でも記事として取り上げられる予定ですので、注目度の高い創刊号に掲載をご希望の方や、詳しい話をお聞きになりたい方は、今すぐ「介護ナビとくしま ☎088-612-7551」まで、お電話をお願いします。



年3回発行中!!
介護ナビフリーペーパー